

意見書案第 12 号

地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成26年6月24日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	田口 澄雄
〃	〃	青木 孝子

地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書

教育は、教育者と子どもとの人間的なふれあいを通じて行われるもので、自由と自主性が欠かせません。

教育は子どもの成長・発達のための文化的な営みです。さらに教科の内容は、学問上の真理・真実に基づく必要があり、政治的多数で決定してはならない領域なのです。

政治権力による教育内容に介入・支配を厳しく戒めている事は、最高裁大法廷の憲法判断として確立しています。

政府が提出している「改正法」の趣旨に「地方教育行政における責任の明確化」を挙げていますが、現行法でも「教育委員会、教育委員長、教育長の権限・責任」は明確に定められており、「法」を変えるべく責任問題は存在しません。

「改正法」の、「法律案の概要」の第1に教育委員長と教育長を一本化し、「新教育長」を置き、首長が新教育長を直接任命、罷免を行うとしています。

第2に、首長に、総合教育会議の設置および教育大綱の策定を義務付け、その「大綱」は政府が策定する「教育振興基本計画」に基づく「基本的な方針」を「参酌」することが求められています。

本来は教育委員会に決定権があった教育政策の基本事項が、首長が招集する「総合教育会議」において、国の方針の下に首長が「大綱」を決め、それを教育委員会が具体化するという仕組みがつくられていきます。

また教育委員会が教育長を指揮監督するという権限を奪い、首長任命の自治体幹部である教育長が教育委員会の長となる中で、教育委員会の独立性が大きく損なわれていきます。

全国連合小学校長会と全日本中学校長会も会長の連名で、「政治的中立性の確保」が必要だとし、「首長の個人的な思想・信条により教育施策が歪められることがないよう歯止めをかける制度」を検討するよう要望書を提出されています。

こうした事からも、今回の「改正」がいかに問題があるかを示しています。

子どもたちが自由に学び、のびのびと成長していくためにも、教育委員会が教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすためにも、教育への政治介入・支配は許されません。

よって当市議会は、地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月24日

中間市議会

提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
文部科学大臣	下村	博文	様